

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田原市長 相馬 憲一

市町村名 (市町村コード)	大田原市 (09210)
地域名 (地域内農業集落名)	河原・両郷 (両郷下・両郷上・帰農組合・鍛冶内・富屋小滝・河原町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月12日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

河原地区では、全体的に土地改良は行っているものの、古い土地改良であるため水路が狭い等の問題がある。多面的機能支払及び中山間地域等直接支払の団体があるが、組織の高齢化が問題となっており、現に解散してしまった団体もある。また、獣害(イノシシ)が進行している。

両郷地区では、田中地区と磯上地区に細分化され、磯上地区に向かうにつれて段が高くなり、土手が広がるため草刈りが大変である。時期的に機械の使用が集中してしまうと、耕作が計画通りにいかない。また、昼夜問わず獣害(イノシシ)が広がっており、電気柵で対応しているが万全ではない。また、有機農業を行っているが、圃場が散らばっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本市の基幹作物である水稻を中心に、以下の作物の振興を図っていくとともに、新規作物の導入についても検討していく。

また、本地区は中山間地域に位置するため多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金などの事業を活用しながら農地の保全や管理を行っていく。

【耕種】水稻・麦・そば・水稻種子・飼料作物・トマト・ナス

【畜産・酪農】酪農

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	168 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	168 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の全農地(用途地域やそれに準ずる地域は除く)を農業上の利用が行われる区域とし、また中山間地域の一部については保全・管理が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の大半が中山間地域であるため、条件のよい農地についてはできる限り担い手を中心に集積・集約化を進めると同時に、多面的機能支払い及び中山間地域等直接支払の取組みにより、耕作放棄地の発生防止や地域のコミュニティ形成及び景観の維持を行っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現在の利用権設定及び離農などによる農地の権利設定については農地中間管理機構を利用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、要望があれば農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の検討を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
中山間地域に位置するため特に高齢化・担い手不足が深刻であることから、農用地の維持・管理を継続しながら、他地区からの担い手の進出や新規就農者の参入促進、地域資源の活用と特産品の開発、観光との連携などを通じて持続可能な地域コミュニティを目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

・有機農業に取り組む農業者数 2名